



第8期多治見市障害者計画

第7期多治見市障害福祉計画

第3期多治見市障害児福祉計画

皆が元気で安心して暮らせるまちに



「適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまち」を基本目標に、障がい者(児)のための施策に関する基本的事項を定めた多治見市障害者計画、障害福祉サービスの提供体制を確保する方策について定めた多治見市障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しを行いました。

我が国では、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が相互の人格や個性を尊重し合い、あらゆる分野の活動に参加する共生社会の実現に向け、障がい者福祉に関する制度を整備してきました。

障がい者福祉の推進には、行政、関係機関、地域の連携が必要であるため、計画の見直しにあたっては、障がい者団体との意見交換やアンケート、策定委員会等を通じて支援ニーズや市の現状・課題を把握し、市の取組を検討してまいりました。

今後は、本計画に掲げた目標の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員の皆様、アンケート及び意見交換会を通じてご意見ご提案をいただきました市民の皆様並びに障がい者団体等の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和6年3月吉日

多治見市長 高木 貴行

- 第8期 多治見市障害者計画 —
— 第7期 多治見市障害福祉計画 —
— 第3期 多治見市障害児福祉計画 —
(令和6年度－令和8年度)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画策定の経緯 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 これまでの計画 | 2 |
| 4 計画の進行管理 | 2 |
| 5 「障がい者」の表記について | 2 |

第2章 障がい者の現状について

| | |
|-----------------|---|
| 1 障がい者の状況 | 3 |
| 2 アンケート調査 | 7 |
| 3 障がい者団体との意見交換会 | 7 |

第3章 第8期多治見市障害者計画

| | |
|---------|----|
| 1 施策の体系 | 13 |
| 2 基本目標 | 13 |
| 3 重点課題 | 13 |
| 4 市の取組 | 14 |

第4章 第7期多治見市障害福祉計画

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 障害福祉サービス等の提供体制の整備等に係る目標 | 23 |
| 2 サービス見込量(障害福祉サービス、相談支援)及びサービス確保の方策 | 30 |
| 3 地域生活支援事業の実施に関する事項 | 36 |

第5章 第3期多治見市障害児福祉計画

| | |
|---|----|
| 1 障害児支援等の提供体制の整備等に係る目標 | 45 |
| 2 サービス見込量(障害児通所、相談支援、障がい児の子ども・子育て支援)及びサービス確保の方策 | 47 |

資料編

| | |
|--------------------------|----|
| 資料1 多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱 | 50 |
| 資料2 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況 | 52 |
| 資料3 多治見市障害者計画等策定委員会委員名簿 | 53 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

このたび、多治見市では、第8期多治見市障害者計画、第7期多治見市障害福祉計画及び第3期多治見市障害児福祉計画を策定しました。

障害者計画は障害者基本法を、障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠とする計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しました。

計画の策定にあたっては、障がい者団体に所属している方及び障害福祉サービスを利用している方にアンケートを行うとともに、障がい者の方及び障がい児の保護者の方との意見交換会を行い、計画に反映させました。

2 計画の位置付け

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置付けは、それぞれ次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 障害者計画 | |
| 根拠法 | 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項 |
| 性格 | 市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画 |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 障害福祉計画 | |
| 根拠法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項 |
| 性格 | 厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画 |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 障害児福祉計画 | |
| 根拠法 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項 |
| 性格 | 厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画 |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |

3 これまでの計画

多治見市では、これまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。

| 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 第1期 (平成10年度～平成16年度) | — | — |
| 第2期 (平成17年度～平成21年度) | 第1期 (平成18年度～平成20年度) | — |
| 第3期 (平成21年度～平成23年度) | 第2期 (平成21年度～平成23年度) | — |
| 第4期 (平成24年度～平成26年度) | 第3期 (平成24年度～平成26年度) | — |
| 第5期 (平成27年度～平成29年度) | 第4期 (平成27年度～平成29年度) | — |
| 第6期 (平成30年度～令和2年度) | 第5期 (平成30年度～令和2年度) | 第1期 (平成30年度～令和2年度) |
| 第7期 (令和3年度～令和5年度) | 第6期 (令和3年度～令和5年度) | 第2期 (令和3年度～令和5年度) |

4 計画の進行管理

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、福祉及び健康に関する各種計画の上位計画である多治見市地域福祉計画とともに、多治見市地域福祉計画評価委員会が各計画の実施状況を点検し、評価を行います。また、委員会が評価した結果を公表します。

5 「障がい者」の表記について

多治見市では、平成20年度の公文書から「障害者」を「障がい者」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害者」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞

第2章

障がい者の現状について

1 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

多治見市内の身体障害者手帳交付年齢構成別の推移 (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | 65 | 63 | 60 |
| 18歳以上 | 4,562 | 4,541 | 4,484 |
| 総数 | 4,627 | 4,604 | 4,544 |

資料:「身体障害者手帳交付台帳登載数」岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

多治見市内の身体障害者手帳交付等級別の推移 (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 1級 | 1,507 | 1,520 | 1,485 |
| 2級 | 670 | 658 | 659 |
| 3級 | 919 | 941 | 947 |
| 4級 | 1,067 | 1,024 | 998 |
| 5級 | 253 | 253 | 249 |
| 6級 | 211 | 208 | 206 |
| 合計 | 4,627 | 4,604 | 4,544 |

資料:「身体障害者手帳交付台帳登載数」岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

多治見市内の身体障がい種別別及び年齢構成別の推移 (人)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障がい | 18歳未満 | 2 | 2 | 2 |
| | 18歳以上 | 273 | 266 | 259 |
| | 計 | 275 | 268 | 261 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 18歳未満 | 6 | 6 | 5 |
| | 18歳以上 | 305 | 306 | 304 |
| | 計 | 311 | 312 | 309 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 |
| | 18歳以上 | 51 | 51 | 50 |
| | 計 | 51 | 51 | 50 |
| 肢体不自由 | 18歳未満 | 47 | 46 | 44 |
| | 18歳以上 | 2,218 | 2,158 | 2,111 |
| | 計 | 2,265 | 2,204 | 2,155 |
| 内部障がい | 18歳未満 | 10 | 9 | 9 |
| | 18歳以上 | 1,715 | 1,760 | 1,760 |
| | 計 | 1,725 | 1,769 | 1,769 |
| 合計 | 18歳未満 | 65 | 63 | 60 |
| | 18歳以上 | 4,562 | 4,541 | 4,484 |
| | 計 | 4,627 | 4,604 | 4,544 |

資料:「身体障害者手帳交付台帳登載数」岐阜県身体障害者更生相談所(各年度3月31日現在)

2 知的障がい者の状況

多治見市内の知的障がい者の年齢構成別の推移 (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | 281 | 281 | 298 |
| 18～64歳 | 758 | 772 | 794 |
| 65歳以上 | 59 | 61 | 67 |
| 計 | 1,098 | 1,114 | 1,159 |

資料:岐阜県障害福祉課(知的障害者更生相談所)「療育手帳交付状況表」(各年度3月31日現在)

多治見市内の知的障がい程度別の推移

(人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| A判定 | 40 | 38 | 38 |
| A1 判定 | 160 | 159 | 162 |
| A2 判定 | 193 | 196 | 204 |
| B1 判定 | 322 | 331 | 329 |
| B2 判定 | 383 | 390 | 426 |
| 合 計 | 1,098 | 1,114 | 1,159 |

資料:岐阜県障害福祉課(知的障害者更生相談所)「療育手帳交付状況表」(各年度3月31日現在)

3

精神障がい者の状況

多治見市内の障害等級別の推移

(人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 1 級 | 260 | 273 | 275 |
| 2 級 | 581 | 621 | 662 |
| 3 級 | 109 | 125 | 141 |
| 合 計 | 950 | 1,019 | 1,078 |

資料:「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所(各年度3月31日現在)

4 難病患者の状況

多治見市内の特定疾患認定者(※1)及び指定難病認定者(※2)の推移 (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 特定疾患認定者数 | 1 | 1 | 1 |
| 指定難病認定者数 | 789 | 782 | 792 |

資料:「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所(各年度3月31日現在)

※1 特定疾患認定者

(ア)平成26年12月31日まで

都道府県が実施する特定疾患治療研究事業に定められた疾病の患者

(イ)平成27年1月1日から

前記(ア)の疾病の患者のうち、指定難病にならなかった疾病の患者

※2 指定難病認定者

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に定められた難病の患者

5 障害福祉サービス受給者証交付者数

多治見市の障害福祉サービス受給者証交付者数 (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 障がい者数※1 | 7,465 | 7,520 | 7,574 |
| 受給者証交付者数※2 | 793 | 820 | 841 |

※1 障がい者数は、各手帳交付者数並びに指定難病認定者数及び特定疾患認定者数の合計

※2 受給者証交付者数は各年度末現在の受給者証保持者数

2 アンケート調査

アンケート調査については、別冊「多治見市障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書」にまとめています。

3 障がい者団体との意見交換会

1 目的

障がい者本人やその家族等の現状や個別の具体的なニーズを把握するため、障がい者団体との意見交換会を実施しました。

2 意見交換会実施団体

○12 団体(順不同)

- 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部
(身体障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
- 岐阜県視覚障害者福祉協会(視覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
- 一般社団法人 岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部
(聴覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
- 岐阜県自閉症協会多治見市ブロック
(自閉症児(者)の福祉増進を目的として、その家族が中心となって活動する団体)
- 東濃さつき会(精神障がい者及びその家族の福祉向上を目的として活動を行う団体)
- 多治見地区手をつなぐ親の会(知的障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
- 多治見市肢体不自由児・者父母の会
(肢体不自由児(者)の福祉増進を目的として活動する団体)
- 多治見市重度心身障害者協会
(重度心身障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)
- 岐阜県難病団体連絡協議会
(難病患者の医療・保健・福祉の増進を目的として活動する団体)
- 東濃特別支援学校保護者会
(東濃特別支援学校に通う子どもの福祉増進を目的として活動する保護者会)
- 発達支援センター「ひまわり」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センター「ひまわり」に通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)
- 発達支援センター「なかよし」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センター「なかよし」に通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)

3 意見交換会における主な意見の概要(順不同)

■ 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部

(身体障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----------------|---|
| 介護区分認定について | ○介護区分認定で軽い判定となってしまった。もっとしっかり対象者を見て、項目のチェックだけの機械的な見方をしないようにしてほしい。 |
| 65歳における介護保険への移行 | ○65歳の壁と言われ、障害者福祉サービスから介護保険に移行すると、サポートされない部分があると聞いているので、スムーズな段差のない移行をしたい。 |
| ヘルプマーク | ○困った時、自分の状況が説明できない人に対して配慮されないことがあるようだ。啓発をしっかりとしてほしい。 |
| 災害時 | ○災害時に困らないよう、ストーマ(人工肛門用パウチ等)を市にストックさせてほしい。他市に事例ある。 ○指定避難所にストーマ使用者用のトイレや多目的トイレは備わっているか。ない場合は授乳室のような個室があるとよい。 |

■ 岐阜県視覚障害者福祉協会(視覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----------|--|
| 各種要望 | ○要望は、聞きっぱなしにしないようにしてほしい。 |
| 合理的配慮 | ○支援給付金について、本庁4階で申請に行った。申請書の代筆を、担当者やその上司ができないとあって、結局持ち帰ることになった。選挙も代筆できるのに、市全体の問題として周知してほしい。 |
| 交通機関、外出支援 | ○公共バスが自宅の近くを通っていない。太多線の駅まででもいいので通してほしい。 ○今、タクシー運転手不足で、外出が思うようにできず困っている。 |

■ 一般社団法人 岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部

(聴覚障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|---------------|--|
| 生活内のコミュニケーション | ○店舗のレジ等にコミュニケーションボードやカードを置いてほしい(レジ袋がいる、いらない、支払方法(現金か電子マネーかなど)、テイクアウトかなど、絵と文字で記されているもの) |
| 聞こえない方とのつながり | ○聞こえない方で協会に入っていない方は多くいて、困っていると思う。協会など福祉につながるように対応してほしい。 |
| 手話通訳員 | ○手話通訳員が市役所にいないとき、困る。 |
| 公共交通機関の表示 | ○コミュニティーバス内での車内表示が不十分で、下車したいときに下車できないことがあった。 |

■ 岐阜県自閉症協会多治見市ブロック

(自閉症児(者)の福祉増進を目的として、その家族が中心となって活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----------------|--|
| 成年後見制度 | ○制度や申請の仕方について、わかりやすく教えてほしい。 |
| 災害時 | ○自閉症の人たちは環境の変化が苦手で、避難所で不安から大声を出したり走り回ったりして、周りの人たちに迷惑をかけてしまうという前例があるので、直接福祉避難所に行けるようにしてほしい。 ○他市町村では一般の避難所での生活が難しく、車中で生活し、エコノミー症候群で亡くなった方もいる。 |
| 65歳における介護保険への移行 | ○65歳になると、原則、介護保険に移行し、障がいに関する部分については障害福祉サービスがでるようだが、家族が介護保険の移行についてよくわかっていない。親の高齢化も進んでいくので、移行時のことをよくわかるようにしてもらいたい。 |
| 親亡き後 | ○親亡き後、人並みに生活できるように、どのくらいお金が必要か心配だ。 ○施設・グループホーム入所後の病院の付き添いは、現状の福祉サービスには含まれておらず、原則、家族が付き添うことになる。施設によっては互助会等で対処しているところもあるが、親の高齢化・親亡き後を考えると、公費負担できるよう早急に法の整備が必要だ。 |
| マイナンバー | ○手帳や福祉医療証との連携がされて、申請を楽にしたい。 |
| 施設の巡回 | ○身体拘束などのニュースを見ると不安だ。市などが時々施設を回って中を見てチェックしてほしい。 |

■ 東濃さつき会(精神障がい者及びその家族の福祉向上を目的として活動を行う団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----------|--|
| 個人への助成 | ○障害福祉サービスを利用するにあたり、自己負担額があるが、他市の方は助成があって0円だが、多治見市は助成がなく請求されている。差の無いようにならないか。 ○交通費助成の制度が変わり、助成が受けられず、通所できなくなってしまった方があった。他市の方は助成があるのに残念だ。 |
| マイナンバーカード | ○持つべきか、持たない方がよいか判断がつかない。 ○取り扱いに不安がある。 ○カードには更新がある。一度で済まないだろうか。 ○保険証と福祉医療証などを連携して、病院での提示を1つで済ませたい。 |
| グループホーム | ○グループホームに入れても、一度入院すると、また元のグループホームが受け入れてくれないこともあると聞いた。そんなときはどうしたらいいか、心配だ。 |
| 親亡き後 | ○障がい者の親が亡くなり、兄弟姉妹が面倒を見られないとなるとどうなるのか心配だ。 |

| | |
|---------|--|
| 新しいサービス | ○新しいサービス(就労選択支援)が始まると聞いた。どのような制度なのか、早い段階から概要など情報がわかるとよい。 |
|---------|--|

■ 多治見地区手をつなぐ親の会(知的障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----------|--|
| 交通機関 | ○公共交通機関は、自分たちが高齢となって、施設に子どもを送っていけなくなったとき頼らなくてはならないので、これからも使えるようにしてほしい。 |
| 支援体制の構築 | ○現状の課題が解決されていないのに、また新たなことが出てきている。 ○地域福祉計画の委員会を傍聴し、福祉に関する市民アンケート結果を見たら、自分の福祉については50%近くが市の福祉にお願いすると答えている。人口比率で職員も減るのに、多重的な支援はできるのか。 |
| 委員の多様性 | ○地域福祉計画の委員会を傍聴したが、委員20人に対し、女性が2人だった。もっと多様性ある構成にすべき。 |
| グループホーム支援 | ○建物への支援だけでなく、中で働く人への支援に力を入れてもらいたい。 |
| 人手不足 | ○福祉分野のみならず、いろいろなところで人手不足だ。外国人の方に入ってもらおうなど、現実的な対応が必要。 |

■ 多治見市肢体不自由児・者父母の会

(肢体不自由児(者)の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-----|--|
| 駐車場 | ○車椅子をのせることもあるため、大型の車に乗っている。そのため、駅北庁舎の地下駐車場に高さ制限等で入れない。まなびパーク、豊岡駐車場にも入れない。 ○駅北庁舎の障害者用の駐車場は屋根がなく、車いすの乗降時濡れてしまう。屋根の設置をしてほしい。 |
| 事業所 | ○短期入所(ショートステイ)や生活介護の事業所を増やしてほしい。 |
| 申請 | ○a.特別児童扶養手当、障害児福祉手当の提出(福祉課)、b.障害児通所給付費支給申請書(子ども支援課)の提出、を郵送でできるようにしてほしい。夏休みの時期のため、子どもが自宅におり外出が難しい。 |
| 補装具 | ○肢体不自由でなくとも、安全のため車椅子を必要とする人がある。車椅子購入の助成の対象にしてほしい。 |

■ 多治見市重度心身障害者協会

(重度心身障がい者の福祉増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|-------------|---|
| 重度障がい児者の受入れ | <p>○医療的ケア児を受け入れてもらえる事業所が市内にありよかった。</p> <p>○自身がインフルエンザになり体調が悪くても、重度の障がい者である子どもの対応をしなくてはならず、非常に辛かった。緊急時に年齢にかかわらず預けられるショートステイ先を確保してほしい。</p> <p>○県病院の増築に対し、年齢にかかわらないショートステイ常設を要望したがどうなるか心配だ。</p> <p>○夜間や緊急時の対応には補助金を出すなど、事業所が受けやすい形を考えてほしい。</p> |
| 人手不足 | ○事業所で働く方も高齢化しているが、代わりの方ヘルパーがいない。 |

■ 岐阜県難病団体連絡協議会

(難病患者の医療・保健・福祉の増進を目的として活動する団体)

| 内容 | 意見等 |
|----------|---|
| 障がい者増加防止 | ○健康診断の再検査を企業が後押しするような制度で、障がいになりたくないよう、早い段階で本人に気付かせ、病院へつながるようにしていく必要がある。 |
| 市ホームページ | ○市のホームページを検索しても、難病に関するページが見当たらなかった。何も分からず困っている人もいるので、もっとアピールしてほしい。 |
| 災害時 | <p>○大規模災害があると、透析患者はどのようになるか心配だ。</p> <p>○避難先の食事はリン・カリウム、塩分が多く透析患者には不向き。低リン・カリのものを用意してほしい。食事で数値が上がり、場合によっては死亡することもあるため。</p> |
| 通院のための移動 | ○病院が提供している通院用バスを、病院がバスをやめてしまうと大変困る。今、近くにバス路線もない。公共交通機関が維持されるようにしてほしい。 |
| 難病者の就労 | ○難病の人のための就労支援がない。 |
| 団体の維持 | ○同じ難病の者が集まって会を作っているが、最近は入会者も少ないし、高齢化などで会を離れる人も多い。会を作って要望を挙げていかなければいけないが、難しい状況だ。 |

■ 東濃特別支援学校保護者会

(東濃特別支援学校に通う子どもの福祉増進を目的として活動する保護者会)

| 内容 | 意見等 |
|--------|--|
| 支援学校から | <p>○居住地交流について進めていきたい。</p> <p>○スーパーや公共施設などに、音や光に敏感な方への配慮として、音や照明を調整する時間を設けるよう市からも働きかけをお願いしたい。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 重度障がい児者の受入れ | <p>○事業所に対し、市から重度の障がい児者を受け入れるように依頼をしてほしい。</p> <p>○重度の児者を受け入れることへの補助や、職員を増やすために市の助成は出せないか。</p> <p>○重度障害児者は看護師がいる事業所でないと受け入れられないが、看護師がいる事業所自体が少ない。看護師を増やしてほしい。</p> |
| 各種申請 | <p>○市役所で様々な申請があり、一人で子どもを連れて複数課を回るのは困難。予約ができて1か所で完結させたい。</p> <p>○申請などは郵送で済ませられるとよい。</p> |
| 卒業後の進路 | <p>○障がい者雇用は身体障害者が中心で、知的、精神の方が少なく不公平。市も採用してほしい。</p> <p>○卒業生から、進路先の事業所でいじめにあったなどの話を聞き、心配している。</p> |
| 遊ぶ場 | <p>○体は大きいですが、知的には幼いので、幼児用のおもちゃで遊びたい。児童館や地域子育て支援センターで、遊べる時間や場所を作ってほしい。</p> <p>○市には児童公園が少ない。大きい公園と駐車場がほしい。</p> |

■ 発達支援センター「ひまわり」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センター「ひまわり」に通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)

| 内容 | 意見等 |
|---------------|-------------------------|
| 児童発達支援センターわかば | ○「わかば」でも今と変わらない支援を受けたい。 |

■ 発達支援センター「なかよし」保護者会(心身に障がいや発達に何らかの遅れや偏りがあり、発達支援センター「なかよし」に通う幼児を持つ親同士の交流等を行う保護者会)

| 内容 | 意見等 |
|--------|--|
| 情報発信 | <p>○こういう場で初めて知る情報もある。もっとメールや SNS で有益な情報を周知してほしい。</p> <p>○きずなネットは記事が多すぎる。</p> |
| 通級指導教室 | ○通級指導教室が自宅近くの学校に無いが、他校へ連れていくのは仕事もあり難しい。 |
| 相談場所 | ○療育については、保護者にとってハードルが高い。匿名性が高いところで相談できるとよい。 |
| 遊ぶ場 | ○駅北庁舎のぽかぽか広場は、就園すると入れない。兄弟姉妹で遊ばせられるよう、未就学児までは遊べるとよい。 |

第3章

第8期多治見市障害者計画

1 施策の体系

2 基本目標

3 重点課題

1 施策の体系

基本目標

適切な支援のもと、障がい者が自らの意志に基づき
 社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で
 安心して暮らせるまち

基本方針

I 自らの意志に基づく社会参加

II 自らの意志に基づく自己実現

III 元気で安心して暮らせるまち

市の取組

1 権利擁護の推進・差別の解消

2 相談支援体制の充実

3 生活を支えるサービスの充実

4 就労支援

5 インクルーシブ教育の推進

6 療育体制の充実

7 生活拠点の整備

8 地域生活支援のための連携強化

9 災害・緊急時の対策強化

10 バリアフリーの推進

2 基本目標

障がい者が自らの意志に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、皆がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3 重要課題

重点課題1

重層的支援体制の整備

重点課題2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

重点課題3

「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発

4 市の取組

1 権利擁護の推進・差別の解消

障がい者の虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携し、啓発活動に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発活動に取り組みます。

また、研修等を通じ、市職員の障がい者への対応の質を高めます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------------------|---|------------|
| 1 障がい者理解のための普及、啓発の実施 | ①広報紙などを活用した普及、啓発の実施 | 福祉課 |
| 2 障害者虐待防止センター機能の周知及び虐待防止のための情報収集 | ①広報やパンフレットを活用した周知、情報収集(随時) | 福祉課 |
| 3 虐待防止の認識を広めるための啓発 | ①広報やパンフレットを活用した周知(随時) | 福祉課 |
| 4 サービス提供時における虐待の防止 | ①サービス提供事業者への訪問による情報収集など(随時) | 福祉課 |
| 5 障がい者が、犯罪に巻き込まれないための支援 | ①成年後見制度利用支援事業の実施 ②広報やパンフレットを活用した周知(随時) | 福祉課 |
| 6 障害者差別解消法の周知・体制整備 | ①広報やパンフレットを活用した周知(随時) ②関係機関との連携・協議 ③既存の相談支援体制の再整備 ④差別の解消に向けた取組に関する情報の収集、整理及び提供 | 福祉課 |
| 7 障がい者に対する市職員の対応の向上 | ①差別解消職員対応マニュアルの見直し ②差別解消職員対応マニュアルを活 | 福祉課 人事課 |

| | | |
|--|-----------------------------------|--|
| | 用した周知 ③会計年度任用職員を含めた研修 会等の実施 | |
|--|-----------------------------------|--|

2 相談支援体制の充実

相談機関、医療機関、自助団体など関係機関との情報共有、連携のもと、個々の障がい者の心身の状況、意向、環境等に応じた、安心して相談できる総合的な相談支援体制を整備するとともに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援体制を整備します。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 1 | 適切なサービスの提供を行うためのケアマネジメントの強化 | ①ケース会議の開催(随時) ②社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 | 福祉課 |
| 2 | 相談支援事業者との連携による相談支援体制の確立 | ①基幹相談支援センターのより充実した運用 ②自立支援協議会 相談支援事業所部会における情報共有 ③ケース会議の開催(随時) | 福祉課 |
| 3 | 重層的支援体制の整備 重点課題1 | ①複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の整備 ②各福祉分野で構築が進められている地域づくりの支援 ③社会とのつながりが希薄な者への参加支援 | 福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 教育相談室 |

3 生活を支えるサービスの充実

障がい者が、住み慣れた地域で、自立して自分らしく生活するためのサービスの充実に努めます。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|---|-----|
| 1 | 適切なサービスの提供を行うための ケアマネジメントの強化 | ①ケース会議の開催(随時) ②社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 | 福祉課 |
| 2 | 必要なサービス提供のための地域生活支援事業者の登録 | ①登録希望事業者への登録手続などの説明の実施 | 福祉課 |
| 3 | 医療行為の必要性が高い障がい者が利用できる施設の確保 | ①施設の確保を引き続き岐阜県等へ要望 | 福祉課 |
| 4 | 指定障害福祉サービス事業所等への支援の検討 | ①事業所等の現状を把握し、支援策を検討 | 福祉課 |
| 5 | 聴覚障がい者等の日常生活を支援する手話通訳者、要約筆記者等の登録者数の増加 | ①手話奉仕員養成講座修了者(新規10人) ②要約筆記者養成講座修了者(新規5人) | 福祉課 |
| 6 | 視覚障がい者等のガイドヘルパーを派遣できる事業者の確保 | ①サービス提供事業者 2箇所 | 福祉課 |

4 就労支援

関係機関や就労支援事業者等と協力し、障がい者の就労を支援します。

また、障がい者就労施設等の製品等を積極的に購入するよう努めます。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|--|--------------|
| 1 | 多治見市障害者活躍推進計画に基づき、市の機関において障がい者の雇用を推進 | ①障がい者採用における法定雇用率の遵守 ②採用計画立案時(3月)に障がい者枠採用(正規職員)の実施検討 ③会計年度任用職員(障がい者対象)の公募の定期的実施 | 人事課 |
| 2 | 事業者の障がい者雇用を促進 | ①事業者に対する情報提供 | 福祉課 産業観光課 |

| | | | |
|---|--------------------|--|-----|
| 3 | 障がい者施設からの調達 の推進 | ①障がい者施設からの調達方針の策定と調達実績の公表 ②民間事業者・庁内への啓発・周知 ③常設店設置に向けて、各課及び市内事業所等と検討 ④岐阜県優先調達事業所登録の周知・勧奨 | 福祉課 |
|---|--------------------|--|-----|

5 インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学び、障がいのある子どもが能力を發揮するための環境の充実を図ります。

また、子どもの頃から障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、福祉教育を推進します。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|---|
| 1 | 特別支援教育体制の充実 | ①キキョウスタッフの増員 ②発達相談の充実 ③通級指導教室の指導の充実 | 教育相談室 |
| 2 | 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 | ①デジタル教科書の提供 ②補聴援助システム(送信機)の貸与 ③個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ ④スマイルブックの配布・活用 ⑤スマイルブック引継ぎ会の実施 ⑥ユニバーサルデザインの授業づくり ⑦タブレット端末を活用した効果的な学習の実施 | ①～⑤： 教育推進課 ⑥、⑦： 教育研究所 教育相談室 |
| 3 | 就学相談、就学先決定に関わる教育支援の充実 | ①就学に関わる早期からの情報提供 ②支援チームによる園や学校への巡回相談の実施 | 子ども支援課 教育相談室 |

| | | | |
|---|--|--|-----------------|
| 4 | 教師や関係職員の専門性向上 | ①各種研修会の実施(年5回) ②特別支援学校免許の取得を推奨(年2回) | 子ども支援課 教育相談室 |
| 5 | 園や学校の行事、授業等における障がい児と地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の交流 | ①園や学校の行事、授業等での交流 ②居住地校交流事業(交流籍)を活用した交流及び共同学習の実施 | 子ども支援課 教育相談室 |
| 6 | 福祉教育読本を利用して小学校、中学校で福祉教育を推進 | ①福祉教育読本(小学生用・中学生用)の活用促進 | 福祉課 教育研究所 |

6 療育体制の充実

子どもの障がいについて、子どもの成長過程に応じ、早期から適切な療育を行います。

また、適切な療育が受けられるよう、関係機関の連携強化、相談支援体制の充実を図ります。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|---|--|-----------------|
| 1 | 子どもの発達についての相談(対象:就学前の乳幼児) | ①発達支援総合窓口相談の実施(週4日) | 保健センター |
| 2 | 保育及び教育と連携した障がい児の相談・支援の充実 | ①障がい児巡回支援専門員による、幼保小への訪問や支援方法の助言指導を実施 | 子ども支援課 |
| 3 | 関係施設との連携による障がい児の総合的な発達の支援 | ①児童発達支援センターを中心とした医療機関を含めた関係機関との連携及び質の向上 ②発達支援委員会の開催 | 子ども支援課 |
| 4 | 障がい児の生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進において質の高い療育の場を提供 | ①放課後等デイサービス事業所を訪問しての療育への取組状況の把握及び質の向上に向けた運営への働きかけ | 子ども支援課 |
| 5 | 障がい児の日中の居場所を確保し、保護者の負担を軽減 | ①放課後児童クラブでの受入れ実施 ②医療的ケア児に対する支援体制の | 教育推進課 子ども支援課 |

| | | | |
|---|------------------------------|--|--------|
| | | 整備 | |
| 6 | 幼稚園、保育園、療育機関等の関係者を対象に研修会等を実施 | ①研修会等の実施(年2回実施) | 子ども支援課 |
| 7 | 幼稚園、保育園、発達支援センターの連携 | ①保育所等訪問支援の充実 ②支援児研究会の開催による支援児担当保育士の専門性の向上 | 子ども支援課 |

7 生活拠点の整備

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制を整備します。
また、保護者の高齢化、親亡き後に一人暮らしを余儀なくされる障がい者が地域で安心して生活できる体制を整備します。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|--|---|---------------|
| 1 | 地域生活支援拠点等(5市共同設置)の適切な運用 | ①地域生活支援拠点等の5つの機能の強化(※) (※)(ア)相談、(イ)緊急時の受け入れ・対応、(ウ)体験の機会・場、(エ)専門的人材の確保・養成、(オ)地域の体制づくり | 福祉課 |
| 2 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 重点課題2 | ①精神に障がいを持つ人も地域において安心して暮らせるために、医療、保健、福祉の関係機関が連携し精神疾患や障がいに関する正しい知識の普及啓発、相談、支援体制の充実を図る | 福祉課 保健センター |
| 3 | 「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発 重点課題3 | ①成年後見制度の周知・啓発 ②関係機関との連携による親亡き後、単身者となる障がい者の把握及び支援 ③親亡き後の支援に関する手続き等の相談先の周知、啓発 | 福祉課 高齢福祉課 |

| | | | |
|---|--|-------------------------------------|-------|
| 4 | 障がい者が生活するためのグループホームの新規設置 | ①グループホームの整備を支援 ②整備に関する相談先の周知 | 福祉課 |
| 5 | 施設や病院等との連絡調整を行い、グループホームへの移行を支援 | ①ケース会議の実施(随時) | 福祉課 |
| 6 | 市営住宅の入居において、障がい者、高齢者、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者等の配慮すべき世帯の住宅確保 | ①定期募集時における優先度等の配慮 ②障がい者向け市営住宅の整備 | 建築住宅課 |

8 地域生活支援のための連携強化

障がい者の地域生活を支援するため、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた総合的な支援体制を整備します。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|---|--------------|
| 1 | 地域自立支援協議会による連携 | ①地域自立支援協議会の開催 ②相談支援に係る専門部会の開催 | 福祉課 |
| 2 | 民生児童委員協議会との連携 | ①民生児童委員協議会へ障がい福祉サービス等の周知 ②民生児童委員との情報交換(随時) | 福祉課 高齢福祉課 |
| 3 | 特別支援学校等の教育機関と連携し、情報収集やケアマネジメントを実施 | ①特別支援学校等とのケース会議の開催(随時) | 福祉課 |
| 4 | 福祉サービス提供事業者との連携を強化し、情報収集やケアマネジメントを実施 | ①サービス提供事業者とのケース会議の開催(随時) ②地域自立支援協議会 就労支援部会(ケース検討含む)の開催 | 福祉課 |
| 5 | 障がい者団体との意見交換会の開催、情報の共有 | ①意見交換会の開催(各団体年1回) | 福祉課 |

| | | | |
|---|------------------------------------|---|-----------------|
| 6 | 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校間における切れ目のない支援の連携 | ①幼保小連絡会、小中連絡会の開催 ②中高連絡会の開催 ③スマイルブックを活用した連携の強化 | 子ども支援課 教育相談室 |
| 7 | 幼稚園、保育園、小学校、中学校における外部機関との連携 | ①特別支援学校のセンター的機能(相談、訪問、研修等の支援)の活用 ②教育相談室のセンター的機能による園や学校への支援 | 子ども支援課 教育相談室 |

9 災害・緊急時の対策強化

避難行動要支援者の把握を強化するとともに、的確な情報提供を図ります。

また、障がいに応じた避難所(「福祉避難所」)利用者マニュアルを整備します。

| 取組名 | | 取組内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|--|-----------------------|
| 1 | 災害時や緊急時における障がい者への的確な情報の提供 | ①多治見市緊急メールの普及啓発 ②防災情報アプリによる情報発信 ③防災行政無線戸別受信機の普及啓発 | 福祉課 企画防災課 |
| 2 | 避難行動要支援者の避難支援の充実 | ①避難行動要支援者名簿の更新・活用 ②個別避難計画の作成 ③避難行動要支援者支援制度の普及啓発 | 企画防災課 福祉課 高齢福祉課 |
| 3 | 障がい者が安心して生活ができるよう関係機関と連携 | ①支援関係者への情報提供等 ②孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊との連携 | 福祉課 高齢福祉課 |
| 4 | 福祉避難所利用者マニュアルの整備及び福祉避難所開設訓練の実施 | ①福祉避難所利用者マニュアルの整備 ②福祉避難所開設訓練の実施(障害者施設、高齢者施設、各1か所を年1回実施) | 福祉課 高齢福祉課 企画防災課 |

10 バリアフリーの推進

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、様々なバリアを取り除き、お互いに尊重し合い、支え合う社会づくりを推進します。

市の取組及び取組内容に関しては、「多治見市バリアフリー基本構想」で定めています。

第4章

第7期多治見市障害福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の整備等に係る目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 7 発達障がい者等に対する支援

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるために、現在施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込んだ上で、令和8年度末時点で地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|------------------|----------|--------|
| 令和4年度末の施設入所者数(A) | 125人 | |
| 令和8年度末の施設入所者数(B) | 125人 | |
| 【目標値】削減見込(A-B) | 0人(0%) | 国の目標5% |
| 【目標値】地域生活移行者数 | 8人(6.4%) | 国の目標6% |

【目標値設定の考え方】

- 施設入所者数は、施設入所者の高齢化及び重度化が進み、入院や死亡が退所理由であることが増えているため、地域生活への移行が難しい状況や障がい者の将来のニーズを見据え、現状維持とします。
- 施設入所者の地域生活への移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現しつつ、緊急度が高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を行うことで、1年以上長期入院患者のうち地域生活へ移行が可能になる人及び早期退院が可能になる人の増加を目指します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|--|-------|-------|
| 【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年3回 | 年3回 |
| 【目標値】保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数 | 7人 | 7人 |
| 【目標値】保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 |
| 【目標値】精神障害者の地域移行支援の利用者数 | 0人 | 0人 |
| 【目標値】精神障害者の地域定着支援の利用者数 | 0人 | 0人 |
| 【目標値】精神障害者の共同生活援助の利用者数 | 20人 | 32人 |
| 【目標値】精神障害者の自立生活援助の利用者数 | 0人 | 0人 |
| 【目標値】精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 | 13人 | 15人 |

【目標値設定の考え方】

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市などの連携による支援体制を充実させ、保健・医療・福祉関係者による協議を定期的に行います。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談(地域移行、親元からの自立等)、②体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)、③緊急時の受入・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)、④専門性(人材の確保・養成、連携等)、⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)の機能を満たす拠点です。本市では、令和4年度に東濃圏域での運用を開始し、機能の充実のためコーディネーターの配置も図っています。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---|-------|-------|
| 【目標値】地域生活支援拠点等の整備 | 圏域で1つ | 圏域で1つ |
| 【目標値】地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数 | 6人 | 5人 |
| 【目標値】地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施 | 1回 | 1回 |

【目標値設定の考え方】

- 地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置を行っていることから、この維持及び効果的な支援体制を構築していくため、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を1回以上行うことを目標としています。

強度行動障害を有する方の支援体制の充実を図るための取組を行います。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---|-------|--------------|
| 【目標値】強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備 | 無 | 状況及び支援ニーズの把握 |

【目標値設定の考え方】

- 強度行動障害を有する方の支援体制の整備に向け、状況及び支援ニーズの把握を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労継続支援事業から「一般就労への移行」に係る目標として移行者数、移行率を設定します。

就労移行支援事業について、サービス終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|------------|-----------|
| 令和3年度一般就労移行者数 | 13人 | |
| 【目標値】令和8年度一般就労移行者数 | 22人(1.69倍) | 国の目標1.28倍 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-------------------------------------|------------|-----------|
| 令和3年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数 | 11人 | |
| 【目標値】令和8年度末の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数 | 15人(1.36倍) | 国の目標1.31倍 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------------------|----------|-----------|
| 令和3年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数 | 2人 | |
| 【目標値】令和8年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数 | 3人(1.5倍) | 国の目標1.29倍 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------------------|-------|-----------|
| 令和3年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数 | 0人 | |
| 【目標値】令和8年度末の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数 | 4人(倍) | 国の目標1.28倍 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--|------|-----------------|
| 令和8年度における就労移行支援事業利用終了者等に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数 | 1事業所 | |
| 令和8年度における全就労移行支援事業所数 | 4事業所 | |
| 【目標値】就労移行支援事業利用終了者等に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 | 2.5割 | 国の目標 全体の5割以上 |

【目標値設定の考え方】

- 就労移行支援及び就労継続支援から一般就労への移行者数、移行率から、それら事業所における移行に向けた取組の評価を行います。
- 就労移行支援事業について、サービス利用修了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合から、事業目的の実現や事業所ごとの実績確保・向上の状況を評価します。

就労定着支援事業の利用者数の増加割合、就労定着支援事業終了後の就労定着率が一定割合以上の事業所の割合を目標として設定します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------|------------|-----------|
| 令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数 | 21人 | |
| 【目標値】令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数 | 30人(1.43倍) | 国の目標1.41倍 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------------------|------|-------------------|
| 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数 | 1事業所 | |
| 令和8年度における全就労定着支援事業所数 | 4事業所 | |
| 【目標値】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合 | 2.5割 | 国の目標 全体の2.5割以上 |

- 就労定着支援の利用者数から同事業の利用状況を評価します。
- 一定の就労定着率のある事業所の割合から一般就労に安定して定着するための取組み状況を評価します。

5 相談支援体制の充実・強化等

本市では、東濃圏域で連携し、基幹相談支援センターを整備し、相談支援体制の強化に向けて取り組んでいます。

しかし、障がい者等の増加などにより、相談支援事業所等に対する更なる支援が求められていることから、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制のさらなる強化に向けた取組を着実に進めて行くための目標を設定します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|
| 【目標値】基幹相談支援センターの設置 | 設置済み | 設置済み |

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---|-------|-------|
| 【目標値】基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 | 36件 | 40件 |
| 【目標値】基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 17件 | 20件 |
| 【目標値】基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数 | 21回 | 25回 |
| 【目標値】基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 6回 | 6回 |
| 【目標値】基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 | 4人 | 4人 |

【目標値設定の考え方】

- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所で個別に対応することが難しいケース等を相談することで、障がいの種別や各種のニーズに総合的・専門的に対応することが可能になりました。今後は、連携会議での定期的な情報交換の場の提供や、相談支援事業者の人材育成を行うことを目指した研修会等を整備していきます。

個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の改善等を行っていく協議会の体制整備について目標を設定します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|-------|-------|
| 【目標値】協議会への相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 | 1回 | 1回 |
| 【目標値】協議会への参加事業者・機関数 | 8 | 8 |
| 【目標値】協議会における専門部会の設置数 | 4 | 4 |
| 【目標値】協議会における専門部会の実施回数 | 4回 | 4回 |

【目標値設定の考え方】

- 個別事例の検討を通じて明らかとなる地域の課題を共有し、地域における障がい者

の方への支援体制の整備状況を評価します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、本市の障害福祉サービス等の質を向上させるための目標を設定します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---|-------|-------|
| 【目標値】県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数 | 11人 | 11人 |
| 【目標値】障害者自立支援審査支払等システムによる事業所、関係自治体等と審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数 | 無 | 有 |

【目標値設定の考え方】

- 障害福祉サービス等に携わる者への各種研修の実施、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果や指導監査結果などの情報共有を行う機会・体制の構築を進めていきます。

7 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する子育てについて、相談できる場が少なく、また子育て経験者を探すことも難しいため、子育てや経験者との交流について支援等を行います。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------------|-------|---------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | 未実施 | 実施に向け検討 |
| ペアレントメンターの人数 | 未実施 | 実施に向け検討 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 未実施 | 実施に向け検討 |

【目標値設定の考え方】

- 発達障がい者等の保護者に対する支援は、発達支援センターの統合事業(令和6年開設予定)に合わせ、検討を行います。そのため、本計画期間では検討中としています。

2 サービス見込量(障害福祉サービス、相談支援)及びサービス確保の方策

1 訪問系サービス

(1)サービスの概要・見込量(1月当たり)

| 項目 | サービス概要 |
|------------------|---|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由など、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や援護を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。 |

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | | 単位 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | |
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 63 | 78 | 78 | 78 | 78 | 人/月 | |
| | 734 | 758 | 758 | 758 | 758 | 延時間数/月 | |
| 重度訪問介護 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 人/月 | |
| | 160 | 408 | 408 | 408 | 408 | 延時間数/月 | |
| 同行援護 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 人/月 | |
| | 51 | 57 | 57 | 57 | 57 | 延時間数/月 | |
| 行動援護 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 人/月 | |
| | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 延時間数/月 | |
| 重度障害者等 包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 延時間数/月 | |

(2)サービス確保の方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 今まで利用していた人だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえた上で、適切なサービスが利用できるよう努めます。

| | |
|---|-----------|
| 2 | 日中活動系サービス |
|---|-----------|

(1)サービスの概要・見込量(1月当たり)

| 項目 | サービス概要 |
|----------------|---|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労選択支援 | 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 |
| 就労移行支援 | 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型) | 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づき働きます。 |
| 就労継続支援 (B型) | 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づかず働きます。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した人の生活面の支援、企業等との連絡調整を行います。 |

| 項目 | サービス概要 |
|-------------------|--|
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 短期入所 (福祉型・医療型) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 生活介護 | 261 | 269 | 277 | 285 | 293 | 人/月 |
| | 5,524 | 5,693 | 5,863 | 6,032 | 6,201 | 延日数/月 |
| うち重度障害者 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 人/月 |
| | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 延日数/月 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 人/月 |
| | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 延日数/月 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 15 | 21 | 22 | 23 | 24 | 人/月 |
| | 163 | 228 | 239 | 250 | 261 | 延日数/月 |
| 就労選択支援 | - | - | - | 4 | 5 | 人/月 |
| | - | - | - | 68 | 85 | 延日数/月 |
| 就労移行支援 | 13 | 18 | 23 | 27 | 30 | 人/月 |
| | 203 | 281 | 359 | 422 | 468 | 延日数/月 |
| 就労継続支援(A型) | 146 | 157 | 160 | 163 | 166 | 人/月 |
| | 3,103 | 3,197 | 3,257 | 3,317 | 3,377 | 延日数/月 |
| 就労継続支援(B型) | 236 | 249 | 262 | 275 | 288 | 人/月 |
| | 4,070 | 4,098 | 4,518 | 4,743 | 4,967 | 延日数/月 |
| 就労定着支援 | 23 | 23 | 24 | 25 | 26 | 人/月 |
| 療養介護 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 延日数/月 |

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 短期入所(福祉型) | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 人/月 |
| | 158 | 163 | 169 | 174 | 180 | 延日数/月 |
| うち重度障害者 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 人/月 |
| | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 延日数/月 |
| 短期入所(医療型) | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 人/月 |
| | 9 | 14 | 14 | 19 | 19 | 延日数/月 |
| うち重度障害者 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 人/月 |
| | 9 | 14 | 14 | 19 | 19 | 延日数/月 |

(2)サービス確保の方策

- 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。
- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促します。
- 就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労につながるよう支援します。
- 一般就労に移行した障がい者が、安定した就労生活を継続できるよう支援します。
- 市が率先して障がい者福祉施設に事業委託することにより、施設外作業を通して就労意欲を高められるよう努めます。
- 特に日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児者の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービス(※)が利用できるよう、医療機関をはじめとする事業所への運営支援等を通じて、医療・福祉の人財の育成・確保に努めます。

※ レスパイトサービス:介護の必要な障がい者や高齢者を一時的に預かり、家族の負担を軽くする援助サービス

| | |
|---|---------|
| 3 | 居住系サービス |
|---|---------|

(1)サービスの概要・見込量(1月当たり)

| 項目 | サービス概要 |
|---------------------|---|
| 自立生活援助 | 夜間や休日、一人暮らしの住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自立生活援助 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 116 | 116 | 118 | 120 | 122 | 人/月 |
| うち重度障害者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 延時間数/月 |
| 施設入所支援 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 人/月 |

(2)サービス確保の方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティネットの役割を担っており、そのニーズは依然として根強くあることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にしながら、適切な支援の確保に努めます。

4 相談支援

(1)サービスの概要・見込量(1月当たり)

| 項目 | サービス概要 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。 |
| 地域移行支援 | 入所、入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時に相談や必要な支援を行います。 |

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 計画相談支援 | 188 | 206 | 224 | 242 | 260 | 人/月 |
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 |

(2)サービス確保の方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成及び地域体制の強化を図ります。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 相談支援事業等

(1)サービスの概要・見込量(1月当たり)

| 項目 | サービス概要 |
|--------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に要する経費の補助を行います。 |
| 相談支援事業 | 地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者、その保護者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。 |
| 市民後見人等人材育成事業 | 判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結や財産の保護が適切に行われるようにするため、親族以外の方が後見人となる市民後見人を育成します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|--------------|-------|-------|---------|-------|-------|--------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 自発的活動支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 相談支援事業 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 登録事業所数 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 11 | 15 | 19 | 23 | 27 | 利用者数/年 |
| 市民後見人等人材育成事業 | 未実施 | 未実施 | 実施に向け検討 | | | |

(3)見込量の確保のための方策

- 相談支援事業がサービス調整にとどまらず、障がい者の地域での暮らしの支援となるよう、事業者の質的向上を進めます。
- 障がいについての理解を地域全体で高めるために、必要な情報提供や啓発活動に努めます。

2 コミュニケーション支援事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|---------------|---|
| コミュニケーション支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣、市が発行する文書などの点訳・音声訳などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 手話通訳者派遣利用件数 | 66 | 98 | 80 | 80 | 80 | 件/年 |
| 要約筆記者派遣利用件数 | 22 | 19 | 25 | 25 | 25 | |

(3)見込量の確保のための方策

- 障がい者に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 登録手話通訳者・要約筆記者等の人数を増やすとともに、技術向上に努めます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

| | |
|---|-------------|
| 3 | 日常生活用具給付等事業 |
|---|-------------|

(1)サービスの概要

障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

| 項目 | サービス概要 |
|-----------------------|--|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、エアーマット |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、テーブルリフト、電動ページめくり装置、環境制御装置、音声標識ガイド装置 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、パルスオキシメーター |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用充電池及び充電器、人工喉頭、点字電子手帳、視覚障害者用音声読書機、デジタル録音図書読書機、地デジ対応ラジオ、パーソナルコンピュータ用特殊入力装置、携帯用会話補助装置専用大型キーボード |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 介護・訓練支援用具 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 件/年 |
| 自立生活支援用具 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | |
| 在宅療養等支援用具 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 19 | 17 | 35 | 35 | 35 | |
| 排泄管理支援用具 | 2,975 | 3,200 | 3,300 | 3,400 | 3,500 | |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | |

(3)見込量の確保のための方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。

4 意思疎通支援者養成事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|-------------|---|
| 意思疎通支援者養成事業 | 聴覚障がい者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話・要約筆記の各種養成講座を実施し、手話通訳者及び要約筆記者等を養成します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 奉仕員養成研修事業 | 7 | 6 | 10 | 10 | 10 | 新規修了者数 |

【参考】講座実施状況

(ア)手話基礎講座：令和4・5年度に実施、令和7年度に実施予定

(イ)手話入門講座：令和6年度及び令和8年度に実施予定

(ウ)要約筆記者養成講座：令和3年度及び令和4年度に募集するも、受講希望者なし

※令和6年度に多治見市にて岐阜県の要約筆記者養成講座が開催予定

(3)見込量の確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者などを養成するため、希望者を積極的に募り養成講座を開催し、必要な人材の育成・確保に努めます。

5 移動支援事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|--------|--|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 移動支援事業 | 17 | 21 | 25 | 30 | 37 | 実利用者数 |
| | 281 | 450 | 540 | 650 | 780 | 延べ利用時間数 |

(3)見込量の確保のための方策

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。

- サービス提供事業者と連携し、事業者がサービスを提供しやすい体制づくりを行い、サービス提供事業者の拡充に努めます。

6 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|--------------|--|
| 地域活動支援センター事業 | 創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流などを通じて、障がい者の日中活動を支援します。 |

(2) サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 市内実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 箇所数 |
| 市内実利用者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 |
| 市外実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 箇所数 |
| 市外実利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 人/月 |

(3) 見込量の確保のための方策

- 地域活動支援センターに通うことができる障がい者の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がい者の相談に応じて必要な情報提供や助言が行えるよう、事業者の質的向上を図ります。

7 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|------------|--|
| 訪問入浴サービス事業 | 自宅での入浴が困難な障がい者に対して、特殊な入浴装置を持ち込み、自宅で入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を促します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 登録事業所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 事業所数 |
| 実利用者数 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 | 人/月 |

(3)見込量の確保のための方策

- 必要な人にサービスを提供できるよう、関係機関等と連携しサービス提供事業者と体制づくりを進めます。

8 知的障害者職親支援事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|-------------|--|
| 知的障害者職親支援事業 | 知的障がい者の自立のため、職親(事業経営者等の私人)に預け、生活指導や技能習得訓練を行い雇用及び自立を促します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 職親委託先数 | 未実施 | 未実施 | 検討 | | | 事業所数 |

(3)見込量の確保のための方策

- 必要な人にサービスを提供できるよう、関係機関等と連携しサービス提供事業者と体制づくりを進めます。

9 日中一時支援事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|----------|---|
| 日中一時支援事業 | 障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 実施箇所数 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 箇所数 |
| 実利用者数 | 63 | 67 | 71 | 75 | 79 | 人/月 |

(3)見込量の確保のための方策

- 障がい者・児が、介護者なしで家庭にとり残されることのないよう、地域等と連携しサービスの調整を行います。

10 社会参加促進事業

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|------------|---|
| 自動車改造助成事業 | 身体障がい者が就労等のために自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。 |
| 運転免許取得助成事業 | 障がい者が就労等のための自動車を必要とし、第一種普通自動車免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。 |
| 声の広報等発行事業 | 特に視覚障がい者に対して、市が発行する広報等の情報を音声訳して提供します。 |

(2)サービスの見込量

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自動車改造 助成事業 | 3 | 5 | 7 | 7 | 7 | 件／年 |
| 運転免許取得 助成事業 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 件／年 |
| 声の広報等 発行事業 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 実利用者数 ／年 |

(3)見込量の確保のための方策

- 自動車改造費及び運転免許取得費の助成制度の周知を図ります。
- 声の広報について、身体障害者手帳(視覚障がい)の新規取得者への制度の周知を図るなどし、利用者の増加につなげます。

第5章

第3期多治見市障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等に係る目標

障がい児支援の提供体制を整備するため、令和8年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- ① 障がい児支援の地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターを中心とした運営及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

1

障がい児支援の地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターを中心とした運営及び保育所等訪問支援の充実

令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置し、通所する児童のみではなく、地域支援体制の構築に向けた運営を行います。

また、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|------------------------------|-------|-------|
| 【目標値】児童発達支援センター(※①)の設置 | — | 1 |
| 【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備(※②) | 20人 | 20人 |

(※①)発達に支援を必要とする乳幼児等に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、施設の有する専門性を活かし、地域障がい児やその家族への相談、援助及び助言を行う地域の中核的な療育支援施設です。

(※②)国指針の「障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築」の項目に相当するもの

2

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し

ます。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|-------------------------------------|-------|-------|
| 【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 3 | 3 |
| 【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 3 | 3 |

| | |
|---|--|
| 3 | 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 |
|---|--|

引き続き、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を協議し、支援方針の検討を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|--------------|--------------|
| 【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 有 (市単独設置) | 有 (市単独設置) |
| 【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター(※③)の配置 | 2 | 2 |

(※③)国指針における「総合調整コーディネーター」に相当するもの

2 サービス見込量(障害児通所、相談支援、障がい児の子ども・子育て支援)及びサービス確保の方策

1 障害児通所支援

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|----------------|--|
| 児童発達支援 | 障害児通所支援事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等 デイサービス | 学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練等を行います。 |

(2)サービスの見込量(1月当たり)

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 児童発達支援 | 157 | 160 | 170 | 180 | 180 | 人/月 |
| | 669 | 680 | 850 | 945 | 1,045 | 延日数/月 |
| 放課後等 デイサービス | 299 | 300 | 313 | 328 | 344 | 人/月 |
| | 3,946 | 4,000 | 4,143 | 4,350 | 4,568 | 延日数/月 |
| 保育所等 訪問支援 | 12 | 16 | 16 | 15 | 16 | 人/月 |
| | 16 | 32 | 32 | 32 | 32 | 延日数/月 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人/月 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 延日数/月 |

(3)サービス確保の方策

- 療育の充実や民間事業所等を含めた関係施設・機関との連携による障がい児の総合的な発達を支援します。
- 発達に支援を必要とする児童(発達支援センターへの通所は問わず)が通う施設や保育所等を巡回し、施設や保護者の支援や調整を行います。
- 療育を要する児童の保護者へ早期から情報提供を行います。
- 子どもに関わる部署が連携して相談窓口の充実を図ります。
- 重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターを設置し、障がい児支援の体制整備を推進します。

2 障害児相談支援

(1)サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|---------|---|
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所との連絡調整を行います。 |

(2)サービスの見込量(1月当たり)

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害児相談支援 | 121 | 133 | 135 | 145 | 155 | 人/月 |

(3)サービス確保の方策

- 相談支援事業所と関係機関の連携を補助し、支援体制の強化を図ります。
- 民間事業者に適切な情報提供を行い、相談支援事業所の開設を促します。

3 障がい児の子ども・子育て支援

(1) サービスの概要

| 項目 | サービス概要 |
|-------------|---|
| 保育所 | 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室などで過ごすことができる仕組みです。 |

(2) サービスの見込量(1月当たり)

| 項目 | 実績量 | 見込量 | | | | 単位 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 保育所 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 人 |
| 認定こども園 | | - | - | - | - | 人 |
| 放課後児童健全育成事業 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 人 |

(3) サービス確保の方策

- 障がい児の人数や障がいの程度に応じて、保育士を配置します。
- 保育園における保育士への特別支援教育に関わる研修を充実します。
- 保育園、放課後児童クラブの職員の資質の向上に努めます。

資料編

資料1 多治見市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成29年5月23日告示第171号

改正

平成31年3月29日告示第62号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項について審議を行うため、多治見市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障害者計画の見直し及び策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者福祉関係団体に所属する者 5人
- (2) 地域で障害者支援をする団体に所属する者 4人
- (3) 障害者就労に関係する者 1人
- (4) 識見を有する者 2人
- (5) 障害者福祉に関係する行政機関の職員 2人
- (6) 雇用に関係する行政機関の職員 1人
- (7) 教育に関係する行政機関の職員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

省略

資料2 多治見市障害者計画等策定委員会の開催状況

| 回 | 開催年月日 | 主な議題 |
|---|------------|--|
| 1 | 令和4年9月16日 | 1. 委員長、副委員長の選出について 2. 第8期多治見市障害者計画等策定の概要と策定スケジュールについて 3. アンケート調査について |
| 2 | 令和5年3月27日 | 1. アンケート結果報告について 2. 今後のスケジュールについて |
| 3 | 令和5年6月28日 | 1. 全体スケジュールについて 2. 第8期障害者計画に向けての意見聴取 |
| 4 | 令和5年11月15日 | 1. 第3章 第8期障害者計画案について 2. 第4章 第7期障害福祉計画について 3. 第5章 第3期障害児福祉計画について |
| 5 | 令和5年12月25日 | 1. 全体構成の確認 2. 前回案からの修正事項の確認 3. 地域生活支援事業実施に関する事項(第4章 障害福祉計画) |

資料3 多治見市障害者計画等策定委員会委員

(順不同・敬称略)

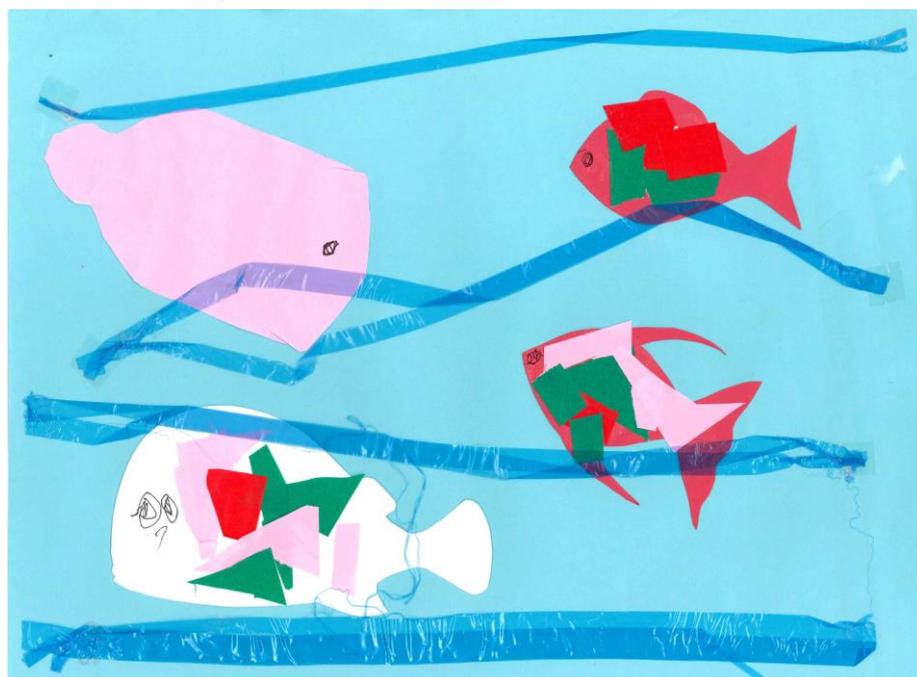
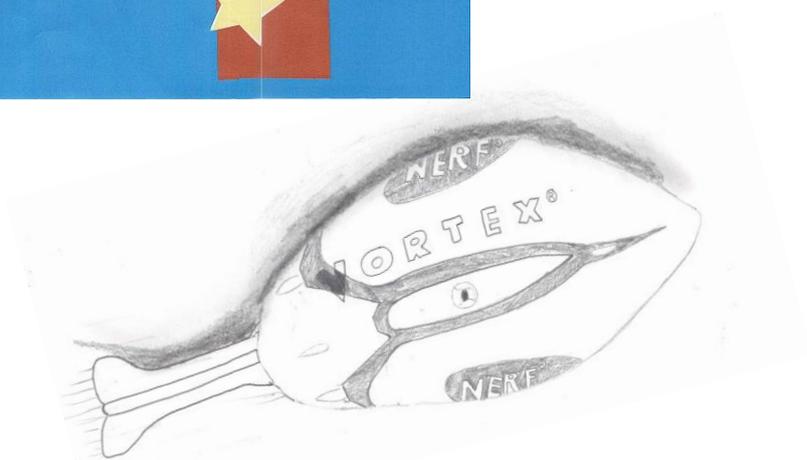
| 氏名 | 職業(所属) | 備考 |
|----------|-----------------------|-----------|
| 安藤 秀章(◎) | 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部 | 障害者福祉関係団体 |
| 柴田 勇夫 | 多治見地区手をつなぐ親の会 | 障害者福祉関係団体 |
| 西田 葉子(○) | 岐阜県自閉症協会 多治見市ブロック | 障害者福祉関係団体 |
| 原 美奈 | 多治見市重度心身障害者協会 | 障害者福祉関係団体 |
| 中村 博 | 多治見市腎友会 | 障害者福祉関係団体 |
| 藏前 芳勝 | 社会福祉法人 陶技学園 | 障害者支援団体 |
| 酒井 郁美 | 特定非営利活動法人 東濃さつき会 | 障害者支援団体 |
| 荒井 英雄 | 社協たじみ 障がい者相談支援センター | 障害者支援団体 |
| 岩本 眞知子 | 多治見市民生児童委員協議会 | 障害者支援団体 |
| 加藤 高志 | 社会福祉法人 みらい | 障害者就労関係者 |
| 田中 健 | 特定非営利活動法人 東濃成年後見センター | 識見を有する者 |
| 藤木 誠 | 社会医療法人聖泉会 ホーリークロスセンター | 識見を有する者 |
| 野々垣 直美 | 岐阜県東濃保健所 | 行政(障害者福祉) |
| 加藤 泰治 | 多治見市福祉部長 | 行政(障害者福祉) |
| 黒川 裕二 | 多治見公共職業安定所 | 行政(雇用) |
| 山下 智弘 | 東濃特別支援学校 | 行政(教育) |
| 立間 裕子 | 多治見市教育相談室 | 行政(教育) |

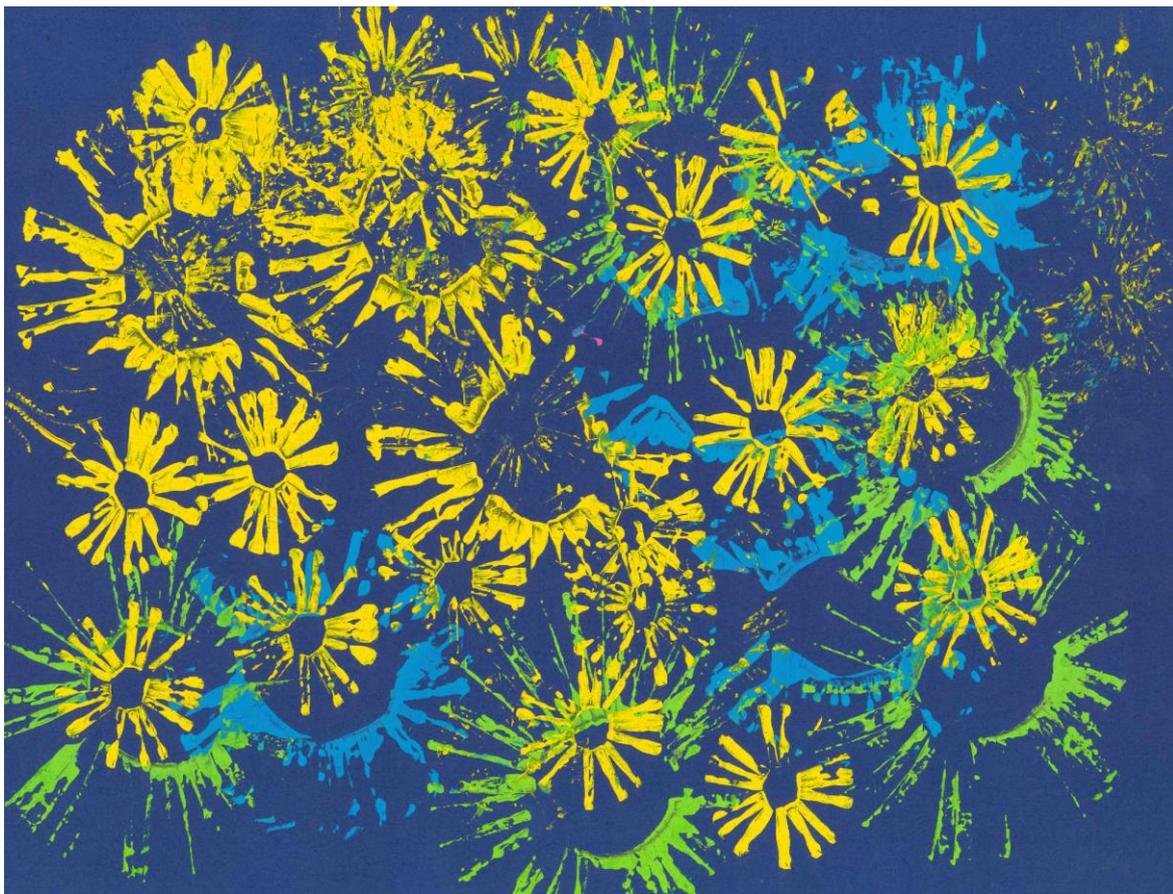
◎:委員長

○:副委員長

★ キラキラハッピー作品展 ★

東濃特別支援学校に通うみなさんの作品を紹介します。





第8期多治見市障害者計画・第7期多治見市障害福祉計画・第3期多治見市障害児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目 233 番地

電話 (0572)22-1111(代表) FAX (0572)24-1621

この冊子は、200冊を94,600円で作成しました。

この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作成しています。

リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可

